

平成 26 年 7 月 23 日

加西市議会議長 森元清蔵 様

21 政 会

幹事長 三宅利弘



調査研究実施報告書

下記の通り行政視察を実施しましたので、報告いたします。

記

- 1、調査年月日 平成 26 年 7 月 8 日 (火) ~ 10 日 (木)
- 2、調査先 北海道栗山町・美唄市・恵庭市
- 3、出席者 織部 徹・衣笠利則・長田謙一・中右憲利・森元清蔵・三宅利弘
- 4、研修内容 (詳しくは別紙)

北海道栗山町 7 月 8 日 (火) 13:30 ~ 15:30

・議会改革・議会活性化について

別紙 1

(視察対応者)

町議会議長	鶴川和彦
町議会運営委員長	置田武司
広報広聴常任委員長	藤本光行
広報広聴常任委員	土井道子
議会事務局長	

北海道美唄市 7 月 9 日 (水) 13:45 ~ 15:15

・グリーン・ルネッサンス推進事業について

別紙 2

(視察対応者)

教育委員会 学務課長	阿部良雄
教育委員会 学務課主観	村上孝徳
議会事務局長	三上 忠

北海道恵庭市 7 月 10 日 (木) 10:00 ~ 11:30

・花の田園都市構想について

別紙 3

(視察対応者)

企画振興部まちづくり推進課課長	石上日出昭
企画振興部まちづくり推進課主任	高橋 淳
企画振興部まちづくり推進課主査	菊池直子
議会事務局次長	上松 登

○添付資料

- ① 視察行程表
- ② 研修資料
- ③ 写真

北海道栗山町（H25年7月8日視察）

視察テーマ：議会改革・議会活性化について

①議会基本条例の見直し手続き

- ・4年ごとの選挙によって議員が入れ替わる任期開始時点において、条例の目的が達成されているかを議会運営委員会で検討する。条例改正が必要になった場合には、町民への説明責任を果たすため、改正等の理由、背景を本会議において説明をする。

②最近の主な改正事項

議会サポーター制度の導入

- ・「議会サポーター制度」についての条項を追加し、議会及び議会事務局の政策形成、立案能力を高め、実施するに至るまでの参考意見として活用する。
- ・議会サポーターは町内外からの自主的な協力者で、氏名は公開、その活動は原則として無償とする。

正副議長志願者の所信表明

- ・町民に正副議長の選出の過程を明らかにするため、それぞれの職を志願するものに対して所信を表明する機会をもうける事を規定。議会の透明性を確保する事で町民に分かりやすい正副議長の選出を行うためのもの。

③議会報告会

- ・実施時期は毎年3月下旬から4月上旬、基本的に年1回。
- ・報告内容は1年間議決した主な議案の審議内容、総合計画の主な事業内容等。また町政に対する提言、議会に対する批判や意見を直接聴取する機会とする。また、議員の力量を高める機会でもある。
- ・報告会における報告内容は議会において決定した事項とし、議員個々の見解を述べるものとはしない。
- ・班編成は4人体制（司会、報告者、答弁者、記録者）で、3班編成とする。役割は会場ごとに替る。
- ・開催回数は1班あたり4回、全体で12回、会場、開始時間等はそれぞれ異なり、どの会場を担当するかはくじ引きで決める。
- ・報告会の参加者は減少傾向にある。最近では12会場で200人程度（1会場あたり20人弱）

④討議

- ・本会議、委員会では討論の前に自由討議をする。ただ最近はあまり活発ではない。

⑤反問権

- ・執行者が質問内容を明らかにするだけでなく、質問者に反論をして政策討論をする事を狙いとする。
- ・はじめのころは激しいやり取りもあったが、最近では政策討論までは至っていない。
- ・執行者からの反問を恐れて一般質問が少なくなっている。

⑥一般会議

- ・行政側あるいは特定団体と自由に意見交換をする場を総称して一般会議という。
- ・平成19年度の基本計画策定に当たっては行政側と10回一般会議を開催している。
- ・委員会等で対処できない諸問題に対し、議員と町民が自由に意見交換できる会議。団体からの開催要望に可能な限り対応し、必要に応じて議会側から開催を求める事が出来る。

視察テーマ： グリーン・ルネッサンス推進事業について

①グリーン・ルネッサンスとは

- ・グリーンは「農」「食」「みどり」「若芽」「青年」などの意味、ルネッサンスは「再生」、つまり、「農業や食を通じて地域を再生しよう」という意味。
- ・炭鉱閉山後は農業を基幹産業として発展してきた美唄市。いくつかの小学校で「総合的な学習の時間」で農業体験は行われてきたが、それを全市的に広げていこうという取り組み。
- ・子ども達が「生きる力」を育むためには「地域に根ざし、暮らしに学ぶ」事に基づきおいた農業体験こそがキーになるという思いが込められている。

②グリーン・ルネッサンス推進事業での学びの系統性

- ・幼稚園では、花や野菜を育て、小学校へなめらかにつないでいく。
- ・小学校では、農業体験学習を通して、食や農業を学ぶ。また収穫祭等地域住民との交流をする。
- ・中学校では、農業や生命、農産物、環境を学ぶ。
- ・高校では、総合学科で農業、食品、流通、製造を学ぶ。また、小中学生との交流を体験。
- ・幼稚園から高校まで続く「学びの連続性」を重視、成長に応じて内容を深め、中学校におけるキャリア教育の選択肢の一つとして農業を位置付けていきたいと考える。高校、大学などとも連携を図り、成長に合わせた「生きる力」また、「ふるさとを思う心」も農業体験を通して育てていく。

③学校で一貫した食農体験 100%、給食の地元野菜率 45%を目指して

- ・市の教育委員会の事業として、はっきりと数値を掲げて目標に取り組む。
- ・「作物の栽培・収穫・調理・食べる事を一貫的に取り組んでいる小学校の割合」が平成20年度は86%だったのを26年度には100%にする。
- ・「作物の栽培・収穫・調理又はお手伝い・食べる事を一貫的に取り組んでいる幼稚園の割合」が平成20年度には80%だったのを26年度までに100%にする。
- ・「学校給食における美唄産農産物（生鮮野菜）の活用割合が平成20年度は36%だったのを45%にする。

④支援体制

- ・小・中学校の農業体験では、それぞれの学校ごとに農家はじめ様々な関係者が支援。
- ・保護者達も、地域の基幹産業である農業や食を子どもたちに伝える事の重要性について高い意識を持つ。
- ・農家たちも、忙しい時でも自らの作業日程を調整して農業体験学習に参加し、「こういうのはどうだろう」と、新しい体験について提案してきたりもする。全市をあげて美唄の子どもたちの将来を支えている。

⑤シンポジウム

- ・農業体験で学習し作成したポスターなどを展示したり、感想発表を行う。
- ・その年の代表の学校が発表を行う。出席者は保護者、農業者等支援者、市議、教育委員会等。

⑥課題

- ・子どもたちの「食と農」に対する理解を高める為、総合的な学習の時間を中心とした時数の確保。
- ・学校の食農教育に対しての理解と関係機関・団体・農業者の支援の充実。

視察テーマ： 花の田園都市構想について

①「花の田園都市構想」制定の経緯

- ・恵庭市は、市民の熱意と努力による花のまちづくりでその名を知られるようになり、自分でも本格的にガーデニングを楽しみたい人々が他から引っ越してくるまでになってきた。
- ・花は人々の心に安らぎと潤いを与え、快適で美しい生活環境を創りだしてくれる。ガーデニングに情熱をもった人々が集まれば、世界にも例のない美しいエリアが恵庭市に誕生する。
- ・そのようなガーデニングに情熱をもった人たちに向けて、広い宅地を持つ住宅地を開発する事となった。

②基本理念

- ・周囲の自然環境、田園地域と調和した、まとまりのある住宅地整備を行う。
- ・住宅地整備や居住者による花づくりを通じ、恵庭市の地域観光や地域産業の振興を図る。
- ・趣味の合う人たちが、協力しながら住み続ける事を通じて、安全で良好な住宅地を作り育てる。

③事業の概要

- ・恵庭市は、民間事業者の申請に基づき、整備指針、基準にあつた住宅開発を「花の田園住宅」として登録。
- ・基盤整備（道路、公園緑地、上下水道など）の整備は、原則開発者負担となる。
- ・恵庭市は登録団地を、広報紙やホームページ、移住関連事業などを活用して市内外へ紹介する。

④「(仮称) 花の田園住宅アドバイザー」登録制度

- ・アドバイザーの対象は、恵庭市内に事業所を持つ工務店、ハウスメーカー、造園業、花卉栽培業、商業者などとし、市外業者は除く。
- ・アドバイザーが主体となり、「花の田園住宅」を建てたい人向けの住宅・ガーデニング相談会や、花の種、苗の提供なども検討する。
- ・恵庭市はアドバイザー登録事業者（法人）を、広報紙やホームページ、移住促進事業などを活用して市内外へ紹介する。

⑤融資・税制上の優遇措置

- ・一般住宅同様、「フラット35」を利用可能。セカンドハウスにも利用できる。
- ・一般住宅同様、花の田園住宅においても、以下の税制上の優遇措置を受ける事が出来る。

新築住宅に係る固定資産税の減額措置（当初3年間2分の1等）

不動産取得税の特例措置（住宅について1200万円控除等）

⑥「花の田園住宅」のイメージ

建設区域のタイプ	市街地タイプ（住宅地域）	市街地縁辺タイプ（郊外地域）	飛び地タイプ（田園地域）
概要	市街化区域内	市街化区域に隣接し農業振興区域内の白地区域 マスタープランに示す将来市街化区域 開発により市街化区域へ編入を行う地区	市街化調整区域 農業振興区域内白地地区 にある区域
開発規模	0.5ha以上		1ha以上
敷地の面積	300m ² （90坪）以上		400m ² （120坪）以上
想定手法	開発行為・土地区画整理等		優良田園住宅の建設の促進に関する法律

- ・前面道路側に庭を設置、建物の外観などの色調は原色を避ける、ガーデニング見学会への協力。
- ・建物の階数は3階以下、建物は前面道路より離れて建設する。